

○佐賀市総合計画審議会条例

平成17年12月20日

条例第251号

(設置)

第1条 本市の総合計画の策定に関し必要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、佐賀市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員45人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 学識経験を有する者

(3) 公募した市民

3 委員の任期は、当該諮問に係る審議会の答申が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(分科会)

第5条 会長が必要と認めるときは、審議会の所掌事務を分掌させるため分科会を置くことができる。

2 分科会は、会長の指名する委員をもって組織し、分科会の会長は、分科会委員の互選による。

3 分科会の会長は、分科会の会務を総理し、分科会における審議の経過及び結果を審議会の会議に報告しなければならない。

4 分科会の会長に事故があるときは、分科会に属する委員のうち、あらかじめ分科会の会長が指名した者が、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、政策推進部において所掌する。

(平20条例1・令5条例1・一部改正)

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(佐賀市報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

2 佐賀市報酬及び費用弁償支給条例（平成17年佐賀市条例第42号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成20年3月7日条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月3日条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。